

## 静岡市駿府城ラン・アンド・リフレッシュステーション条例の制定について

静岡市駿府城ラン・アンド・リフレッシュステーション条例を制定する条例を次のように定める。

平成29年9月19日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市駿府城ラン・アンド・リフレッシュステーション条例

(設置)

第1条 静岡市は、都市の住民がランニングその他のスポーツ、レクリエーション等に親しむ拠点を提供することにより、市民の心身の健康の保持増進及びスポーツを通じた市民交流の促進を図るとともに駿府城跡周辺の賑わいの創出に資するため、次の施設を設置する。

名称	位置
静岡市駿府城ラン・アンド・リフレッシュステーション	静岡市葵区駿府町2番80号

(事業)

第2条 静岡市駿府城ラン・アンド・リフレッシュステーション（以下「ステーション」という。）は、次に掲げる事業を行う。

- (1) ランニングその他のスポーツ、レクリエーション等のための施設の提供に関する事
- (2) スポーツの振興を通じて周辺の賑わいの創出に資するための施設の提供に関する事
- (3) スポーツ教室、イベント等の企画・運営に関する事
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事業

(開館時間)

第3条 ステーションの開館時間は、午前7時から午後9時までとする。ただし、第10条の規定による指定を受けてステーションの管理を行うもの（以下「指定管理者」という。）が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。

(休館日)

第4条 ステーションの休館日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。ただし、指

定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更し、又は臨時に休館することができる。

(使用料の納付)

第5条 ステーションの施設のうち更衣室を利用しようとする者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特に納期限を定めるときは、当該納期限までに使用料を納付しなければならない。

(使用料の減額又は免除)

第6条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第7条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(入館の制限)

第8条 指定管理者は、ステーションの入館者が、次の各号のいずれかに該当するときは、ステーションへの入館を拒否し、又はステーションからの退館を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 他の入館者に迷惑を及ぼすおそれがあると認めるとき。
- (3) 施設等の破損又は滅失等のおそれがあると認めるとき。
- (4) ステーションの管理上支障があると認めるとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、その利用を不相当と認めるとき。

(損害賠償の義務)

第9条 ステーションの施設、設備、備品等を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(指定管理者による管理)

第10条 ステーションの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するものに行わせるものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第11条 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他の規則で定める書類を添付して市長に申請しなければならない。

(指定管理者の指定の基準)

第12条 市長は、前条の規定による申請を審査し、次に掲げる基準に適合するものうちから、最も効率的かつ適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。

- (1) 事業計画がステーションの設置の目的を達成するためにふさわしいものであること。
- (2) 事業計画がステーションの効果的な管理を実現するものであること。
- (3) 事業計画に沿った管理を行うために必要な物的・人的能力を有していると認められること。
- (4) 管理の業務を適切かつ円滑に行うための経理的基礎を有していること。

(指定管理者の指定等の公告)

第13条 市長は、指定管理者を指定したとき、又はその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告するものとする。

(指定管理者の業務の範囲)

第14条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第2条に掲げる事業の実施に関すること。
- (2) ステーションの施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める業務

(指定管理者の原状回復の義務)

第15条 指定管理者は、その指定に係る管理の業務の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第1条、第11条から第13条まで及び第16条の規定は、公布の日から施行する。

別表（第5条関係）

区分	使用料
1人1回につき	300円
回数券（11枚つづり。1枚の使用は、1人1回）	3,000円